

# 議案第3号 規約及び規程の一部変更(案)について

## I 規約の一部変更について

### (1)理事及び代議員定数の是正 《次回総選挙から施行》

必要定数（平成10年・基準廃止）＝基本14名＋加入員1000名増毎2名 ⇒ **26名**（加入員数7,300名）  
現行代議員2名欠員（理事1名）。

代議員の定数30人→26人、理事の定数14人→12人に変更。

#### 改正内容

第7条中「、30人」を「、26人」に改める。

第27条第1項中「14人」を「12人」に改める。

変 更 後	変 更 前
第2章 代議員及び代議員会 第1節 代議員  (定数) 第7条 この基金の代議員会の代議員の定数は、 <b>26人</b> とし、その半数は、この基金の設立事業所の事業主（以下「事業主」という。）において、事業主（その代理人を含む。）及びこの基金の設立事業所に使用されている者のうちから選定し、他の半数は加入員において互選する。	第2章 代議員及び代議員会 第1節 代議員  (定数) 第7条 この基金の代議員会の代議員の定数は、 <b>30人</b> とし、その半数は、この基金の設立事業所の事業主（以下「事業主」という。）において、事業主（その代理人を含む。）及びこの基金の設立事業所に使用されている者のうちから選定し、他の半数は加入員において互選する。

変 更 後	変 更 前
<p style="text-align: center;">第2章 代議員及び代議員会</p> <p>(役員)</p> <p>第26条 この基金に、役員として理事及び監事をおく。</p> <p>(役員の数及び選任)</p> <p>第27条 理事の定数は<u>12人</u>とし、その半数は、互選代議員において、他の半数は、選定代議員においてそれぞれ互選する。</p> <p>2 理事のうち1人を理事長とし、選定代議員である理事のうちから理事が選挙する。</p> <p>3 理事のうち1人を常務理事とし、理事会の同意を得て理事長が指名する。</p> <p>4 理事のうち1人を年金たる給付に充てるべき積立金（以下「年金給付積立金」という。）の管理及び運営に関する基金の業務を執行する理事（以下「運用執行理事」という。）とし、理事会の同意を得て理事長が指名する。</p> <p>5 監事は、代議員会において、選定代議員及び互選代議員のうちから、それぞれ1人を選挙する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この規約は、次回総選挙から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第2章 代議員及び代議員会</p> <p>(役員)</p> <p>第26条 この基金に、役員として理事及び監事をおく。</p> <p>(役員の数及び選任)</p> <p>第27条 理事の定数は<u>14人</u>とし、その半数は、互選代議員において、他の半数は、選定代議員においてそれぞれ互選する。</p> <p>2 理事のうち1人を理事長とし、選定代議員である理事のうちから理事が選挙する。</p> <p>3 理事のうち1人を常務理事とし、理事会の同意を得て理事長が指名する。</p> <p>4 理事のうち1人を年金たる給付に充てるべき積立金（以下「年金給付積立金」という。）の管理及び運営に関する基金の業務を執行する理事（以下「運用執行理事」という。）とし、理事会の同意を得て理事長が指名する。</p> <p>5 監事は、代議員会において、選定代議員及び互選代議員のうちから、それぞれ1人を選挙する。</p>

## (2) 設立事業所の減少に伴う掛金の一括徴収規定の一部変更

《平成22年4月1日施行》

減少設立事業所に係る掛金の一括徴収の取扱いについて、次の通り明確化するために、所要の規約変更を行う。

- ◆ 設立事業所の減少とは、任意脱退・合併・全部事業譲渡をする場合をいうこと。
- ◆ 倒産等・休業は、一括徴収の対象から除くこと。
- ◆ 一部事業譲渡・会社分割は、一括徴収の対象とすること

## 改正内容

第61条の3（減少設立事業所に係る掛金の一括徴収）を次のとおり改める。

変 更 後	変 更 前
<p>(減少設立事業所に係る掛金の一括徴収)</p> <p>第61条の3 この基金は、設立事業所が減少する場合（<u>倒産等により当該事業所の法第9条に規定する被保険者全員がその資格を喪失する場合及び事業所が事業を休業するため被保険者全員がその資格を喪失する場合を除く。</u>）において、当該減少に係る設立事業所（以下「減少設立事業所」という。）、<u>この基金の設立事業所以外の事業所に事業の一部の譲渡（以下「一部事業譲渡」という。）を行い、転籍のため加入員の一部を脱退させる設立事業所（以下「一部事業譲渡を行う事業所」という。）又は会社の分割（事業を承継する事業所がこの基金の設立事業所である場合を除く。以下「会社分割」という。）を行い、事業の承継のため加入員の一部を脱退させる設立事業所（以下「会社分割を行う事業所」という。）</u>に対し、減少設立事業所が減少しない、<u>一部事業譲渡を行う事業所又は会社分割を行う事業所が一部事業譲渡又は会社分割を行わないとしたならば、当該事業所の事業主から徴収することとなる次に掲げる債務及び不足金を掛金（以下「減少事業所特別掛金」という。）として一括して徴収するものとする。</u></p> <p>ア 特別掛金収入現価相当額 イ 繰越不足金</p>	<p>(減少設立事業所に係る掛金の一括徴収)</p> <p>第61条の3 この基金は、設立事業所が減少する場合において、当該減少に係る設立事業所（以下「減少設立事業所」という。）の事業主に対し、減少事業所が減少しない<u>としたならば基金が当該減少</u>設立事業所の事業主から徴収することとなる次に掲げる債務及び不足金を掛金（以下「減少事業所特別掛金」という。）として一括して徴収すのとする。</p> <p>ア 特別掛金収入現価相当額 イ 繰越不足金</p>

変 更 後	変 更 前
<p>2 前項に定める減少事業所特別掛金の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。</p> <p>(1) 前項のアに定める特別掛金収入現価相当額</p> <p>設立事業所が減少する日、<u>一部事業譲渡日又は会社分割日</u>（以下「減少日」という。）の直前の財政決算日（財政決算は代議員会の議決を経たものとする。ただし、当該直前の財政決算日以降に財政計算を行い、当該財政計算が代議員会で議決されている場合（給付の額の変更を伴う財政計算であって減少設立事業所に対する給付が変更後の規定により行われなかった場合を除く。）は、当該財政計算日とする。以下同じ。）における特別掛金収入現価相当額に、減少日の直前の財政決算日におけるこの基金の標準給与月額の内額に対する減少設立事業所の加入員（<u>一部事業譲渡又は会社分割</u>の場合は、当該譲渡<u>又は会社分割</u>により資格喪失する加入員）に係る標準給与月額の内額の割合を乗じて得た額から減少設立事業所、<u>一部事業譲渡を行う事業所又は会社分割を行う事業所</u>が直前の決算日以後減少日までに納付した当該特別掛金の額を控除して得た額</p> <p>(2) 前項のイに定める繰越不足金</p> <p>減少日の直前の財政決算日における繰越不足金額（前号に定める特別掛金収入現価相当額に係る特別掛金率に織込み済の額を除く。）に、減少日の直前の財政決算日におけるこの基金の標準給与月額の内額に対する減少設立事業所の加入員（<u>一部事業譲渡又は会社分割</u>の場合は、当該譲渡<u>又は会社分割</u>により資格喪失する加入員）に係る標準給与月額の内額の割合を乗じて得た額</p>	<p>2 前項に定める減少事業所特別掛金の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。</p> <p>(1) 前項のアに定める特別掛金収入現価相当額</p> <p>設立事業所が減少する日（以下「減少日」という。）の直前の財政決算日（財政決算は代議員会の議決を経たものとする。ただし、当該直前の財政決算日以降に財政計算を行い、当該財政計算が代議員会で議決されている場合（給付の額の変更を伴う財政計算であって減少設立事業所に対する給付が変更後の規定により行われなかった場合を除く。）は、当該財政計算日とする。以下同じ。）における特別掛金収入現価相当額に、減少日の直前の財政決算日におけるこの基金の標準給与月額の内額に対する減少設立事業所の加入員（<u>一部営業譲渡の場合は、</u>当該譲渡により資格喪失する加入員）に係る標準給与月額の内額の割合を乗じて得た額から減少設立事業所が直前の決算日以後減少日までに納付した当該特別掛金の額を控除して得た額</p> <p>(2) 前項のイに定める繰越不足金</p> <p>減少日の直前の財政決算日における繰越不足金額（前号に定める特別掛金収入現価相当額に係る特別掛金率に織込み済の額を除く。）に、減少日の直前の財政決算日におけるこの基金の標準給与月額の内額に対する減少設立事業所の加入員（<u>一部営業譲渡</u>の場合は、当該譲渡により資格喪失する加入員）に係る標準給与月額の内額の割合を乗じて得た額</p>

変 更 後	変 更 前
<p>3 前2項の規定による減少事業所特別掛金については、基金は減少日の10日前までに納入の告知を行う。ただし、減少設立事業所、<u>一部事業譲渡を行う事業所又は会社分割を行う事業所</u>の申出又は報告が遅れた場合は、この限りでない。</p> <p>4 減少設立事業所、<u>一部事業譲渡を行う事業所又は会社分割を行う事業所</u>の事業主は、前項の規定により納入の告知をされた減少事業所特別掛金について、<u>納付期限</u>までに、この基金に納付しなければならない。</p> <p>5 <u>第1項に規定する減少は、任意脱退する場合、当該基金の設立事業所でない事業所に合併される場合又は当該基金の設立事業所でない事業所に全部事業譲渡する場合をいい、当該事実が決定した時点で、減少設立事業所の事業主は、この基金に対し、当該事実が決定した旨を事前に申し出なければならない。また、一部事業譲渡を行う事業所又は会社分割を行う事業所の事業主は、この基金に対し、当該事実の申出を行わなければならない。</u></p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> 第1条 <u>この規約は、平成22年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(掛金に関する経過措置)</u> 第2条 <u>平成22年3月以前の各月に係る掛金については、なお従前の例(掛金率及び負担割合)による。</u></p>	<p>3 前2項の規定による減少事業所特別掛金については、基金は減少日の10日前までに納入の告知を行う。ただし、減少設立事業所の申出又は報告が遅れた場合は、この限りでない。</p> <p>4 減少設立事業所の事業主は、前項の規定により納入の告知をされた減少事業所特別掛金について、減少日の前日までに、この基金に納付しなければならない。<u>ただし、減少設立事業所の申出又は報告が遅れたため、納入の告知が遅れた場合は、この限りでない。</u></p>

## II 規程の一部変更について

### (1)運用管理規程の一部変更について

《平成22年2月23日施行》

「パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社」が「ブラックロック・ジャパン株式会社」と平成21年12月2日付で合併したことに伴う運用管理規程の一部変更

#### 改正内容

別表中、「パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社」を「ブラックロック・ジャパン株式会社」に改める。

変更後				変更前			
別表				別表			
運用受託機関	払込割合 (%)	負担割合 (%)	運用管理機関	運用受託機関	払込割合 (%)	負担割合 (%)	運用管理機関
株式会社りそな銀行	100	100		株式会社りそな銀行	100	100	
みずほ信託銀行株式会社	0	0		みずほ信託銀行株式会社	0	0	
中央三井アセット信託銀行株式会社	0	0		中央三井アセット信託銀行株式会社	0	0	
三菱UFJ信託銀行株式会社	0	0		三菱UFJ信託銀行株式会社	0	0	
大和住銀投信投資顧問株式会社	0	0	株式会社りそな銀行	大和住銀投信投資顧問株式会社	0	0	株式会社りそな銀行
東京海上アセットマネジメント投信株式会社	0	0	三菱UFJ信託銀行株式会社	東京海上アセットマネジメント投信株式会社	0	0	三菱UFJ信託銀行株式会社
ニッセイアセットマネジメント株式会社	0	0	三菱UFJ信託銀行株式会社	ニッセイアセットマネジメント株式会社	0	0	三菱UFJ信託銀行株式会社
<u>ブラックロック・ジャパン株式会社</u>	0	0	三菱UFJ信託銀行株式会社	<u>パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社</u>	0	0	三菱UFJ信託銀行株式会社
<p>附則</p> <p><u>この規程は、平成22年2月23日から施行する。</u></p>							

## 《新会社の概要》

新会社名：ブラックロック・ジャパン株式会社（日本語名称） BlackRock Japan Co., Ltd.（英語名称）

代表者：代表取締役社長 ロス・ケー・ヒキダ（旧 BGI株式会社代表取締役社長）

代表取締役副社長 有田 浩之（旧 ブラックロック・ジャパン株式会社代表取締役社長）

合併期日：平成21年12月2日

統合の方法：旧BGI株式会社を存続会社とする形式による経営統合

資本関係：ブラックロック・インクの100%間接子会社

登録番号：関東財務局長(金商)第375号

所在地：東京都千代田区丸の内一丁目八番三号 丸の内トラストタワー本館（旧 BGI株式会社の所在地）

## （2）財務及び会計規程の一部変更

《平成22年2月23日施行》

「「代行保険料率の算定に関する取扱いについて」等の一部改正について（平成22年1月15日年発0115第1号）」により、「厚生年金基金の財政運営について（平成8年6月27日年発第3321号）」が一部改正されたことに伴う変更。

### 改正内容

同規程勘定科目表への勘定科目の追加

#### ①最低責任準備金（継続基準）

継続基準上、最低責任準備金の期ズレが解消されたことをうけ、貸借対照表上「最低責任準備金」に代わり、「最低責任準備金（継続基準）」（＝期ズレ解消後の最低責任準備金）を中分類で負債計上します。その小分類として、最低責任準備金・「最低責任準備金調整額」を設けます。

また、最低責任準備金に関する損益計算書の勘定科目も変更となります。

## ②資産評価調整額

現行、「資産勘定：資産評価調整加算額」「負債勘定：資産評価調整控除額」として計上しているものを「資産評価調整額」としてまとめて資産勘定に計上します。

資産評価調整加算額の場合はプラスの値を計上し、資産評価調整控除額の場合はマイナスの値を計上します。

変 更 後					変 更 前				
(別表第1) (年金経理)					(別表第1) (年金経理)				
資産勘定					資産勘定				
大分類		中分類			大分類		中分類		
番号	科目	番号	科目	小分類	番号	科目	番号	科目	小分類
	2. 資産及び負債の数理的評価 資産評価調整額		資産評価調整額	資産評価調整額		2. 資産及び負債の数理的評価 資産評価調整加算額		資産評価調整加算額	資産評価調整加算額
	(略)		(略)	(略)		(略)		(略)	(略)
負債勘定					負債勘定				
大分類		中分類			大分類		中分類		
番号	科目	番号	科目	小分類	番号	科目	番号	科目	小分類
	2. 資産及び負債の数理的評価		数理債務	数理債務		2. 資産及び負債の数理的評価 資産評価調整控除額		資産評価調整控除額	資産評価調整控除額
	給付債務		最低責任準備金 (継続基準)	最低責任準備金 最低責任準備金調整額		給付債務		数理債務 最低責任準備金	数理債務 最低責任準備金



変 更 後

費用勘定				
大 分 類		中 分 類		小 分 類
番号	科 目	番号	科 目	
	3. 数理的評価の変動			
	資産評価調整 額減少額		資産評価調整 額減少額	資産評価調整 額減少額
	給付債務増加額		数理債務増加額	数理債務増加額
			最低責任準備金 (継続基準)増加額	最低責任準備金 増加額
				最低責任準備金 調整額増加額
	(略)		(略)	(略)

収益勘定				
大 分 類		中 分 類		小 分 類
番号	科 目	番号	科 目	
	3. 数理的評価の変動			
	資産評価調整 額増加額		資産評価調整額 増加額	資産評価調整額 増加額
	給付債務減少額		数理債務減少額	数理債務減少額
			最低責任準備金 (継続基準)減少額	最低責任準備金 減少額
				最低責任準備金 調整額減少額
	(略)		(略)	(略)

変 更 前

費用勘定				
大 分 類		中 分 類		小 分 類
番号	科 目	番号	科 目	
	3. 数理的評価の変動			
	資産評価調整 減額		資産評価調整 加算額減少額	資産評価調整 加算額減少額
	給付債務増加額		資産評価調整 控除額増加額	資産評価調整控 除額増加額
			数理債務増加額	数理債務増加額
			最低責任準備金 増加額	最低責任準備金 増加額
	(略)		(略)	(略)

収益勘定				
大 分 類		中 分 類		小 分 類
番号	科 目	番号	科 目	
	3. 数理的評価の変動			
	資産評価調整 増額		資産評価調整加 算額増加額	資産評価調整加 算額増加額
	給付債務減少額		資産評価調整控 除額減少額	資産評価調整控 除額減少額
			数理債務減少額	数理債務減少額
			最低責任準備金 減少額	最低責任準備金 減少額
	(略)		(略)	(略)

附 則

この規程は、平成22年2月23日から施行する。